

付録 5 : 韓国

( 1 ) 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」( 6 . 3 節で翻訳した箇所のみを抜粋)

2007.01.26 ( 8289 )

- 44 5 ( ) 가 .
- ( " " ) .
1. 가 , 「 」 2  
「 」 ( ' , ) ,
  2.  
10  
1 2  
가  
1  
가 가 1  
가 3
- 67 ( ) 3
- . < 2004.1.29, 2004.12.30, 2005.12.30, 2007.1.26 >
1. 44 5 2
  2. 50 1 3
  3. 50 4 5
  4. <2004.12.30>
  5. 50 7
  6. 50 5
  7. 50 7 1

( 2 ) 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律施行令」( 6 . 3 節で翻訳した箇所のみを抜粋)

2007.07.27 ( 20199 )

**22 2 ( )**  
 44 5 1 " "

1. 「 」 2 10  
 3  
 가

2.

3. 가 6 22 4

**22 3 ( )**  
 44 5 1 2 " "

1. 3 ( 가 30  
 )

2. 3 ( 「  
 」 2 1 )  
 가 20

3. 3 ( 가  
 ) 가 30

44 5 ,  
 1

**22 4 ( ) 44 6 1 "**  
 "

1.  
 2.  
 3. 가 44 10  
 ( " " )가

諸外国におけるインターネットカフェ関連法制に関する調査  
報告書

平成 19(2007)年 11 月

発 行： 財団法人 社会安全研究財団

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-7-8 大手町佐野ビル  
Tel: 03-3219-5177 Fax: 03-3219-2338

調査実施・編集：株式会社 NEC 総研

〒105-0014 東京都港区芝 2-22-12 NEC 第二別館  
Tel: 03-5476-5620 Fax: 03-5476-8936

本報告書を引用する際は、出典を明らかにし、転載された刊行物、公表資料などを、財団法人社会安全研究財団までお送りください。